

犬養氏および犬養部の研究

黛 弘 道

は し が き

大化前代の部のうちには律令制の組織のなかに組み込まれ形をかえて残ったものと、律令制に継受されず制度としては全く姿を没したものとがある。ここにとりあげる犬養部は後者に属するが、諸種の部になぜこのような差を生じたかは律令制の性格を考ふる場合の重要な一視点であろう。律令制の成立過程を研究する筆者にとり部の研究はこの意味で関心をそそられるのであるが、さらにこの犬養部の制が屯倉制と深い関係にあるらしいことが推測されるにおよんで、ますますその研究の重要性が感じられるようになった。両者に関係ありとすれば、これらが一応ともに大化改新を以てその歴史を閉じたことも決して偶然ではなからう。犬養部に関するこの小論が屯倉制の研究にも新しい視角をもたらすことができれば望外のよろこびである。

第一章 犬養部の創設とその職掌

日本書紀によれば安閑天皇二年秋八月乙亥朔に「詔置_二国_一

犬養部」とある。具体的な時日はもとより信ずべき限りではないが、犬養部の創設がおよそ五世紀末、六世紀の初頭であるらしいことは以下の論考を通じてほぼ明らかにできるし、したがって書紀に犬養部の創設を安閑朝とするのにも若干の理由はあったのであらうと思われる。

では犬養部創設の目的、換言すればその職掌は如何なるものであったかということが次の問題とならう。以下、節を分けてこの問題を考えてみたい。

第一節 犬養部に関する諸説とその検討

犬養部の職掌については大別して次の三説がある。

第一は犬を飼養して狩猟に従事することを職務としたという説である。いま、かりにこれを狩猟説と呼ぶことにする。平田篤胤の「古史伝」⁽¹⁾、細井貞雄の「姓氏考」⁽²⁾、粟田寛の「新撰姓氏録考証」⁽³⁾、飯田武郷の「日本書紀通釈」、太田亮の「日本上代における社会組織の研究」⁽⁴⁾および「姓氏家系大辞典」⁽⁵⁾、富山房の「国史辞典」の県犬養連の項にみえる竹内理三の説などがこれに属

し、一応従来の通説とみることが出来る。

第二は犬を飼養して屯倉を守衛することを職務としたという説である。いま、かりにこれを守衛説と呼ぶことにする。河村秀根の「書紀集解」、栗田寛編の「職官考」、鏑方真亮の「日本古代家畜史」、富山房の「國史辞典」の犬養部の項にみえる植松考穆の説などがこれに屬し、従来あまり注目されなかったが、有力な一異説とすることが出来る。

第三はその他の諸説で、その一は松岡静雄の「日本古語大辞典」にみえる説で、実際に犬を飼ったか、どうか不明とするもの。その二は河出書房の「日本歴史大辞典」の犬養部の項にみえる石田真一の狩獵・守衛いずれをも行ったとする折衷説である。

管見の限りでは以上であるが、そのうち狩獵説は最も有力とはいえないものの、常識を以て説をなした感があり、何等根拠が示されないもので、直ちには採用しがたい憾みがある。これにくらべて守衛説には、たとえば植松が「この部は普通、犬を飼養して狩獵に従事するのを職務としたと説かれてゐる。併し國々に犬養部の置かれた安閑天皇二年五月（犬養部の置かれたのは八月）に諸國に合計二十六箇所の屯倉が設置されてをり、同年九月に桜井田部連や難波吉士と共に県犬養連が屯倉の税を掌ることになつてゐるから、犬養部は屯倉と密接な關係があつたやうに考へられる。恐らく屯倉を荒す野獸類を防ぐために番犬とし

て犬を多數飼養したのであらうか」といっているように、当否は姑く措くも、素朴ながら若干の根拠を示しているものがあり、その点で狩獵説に優るものと考へられる。第三説の「一は「実際に犬を養はしめたのか或は何かの縁によつて犬養と名づけられたのかは不明である」とするが、馬飼部・猪飼部・鶉養部などが、それぞれに馬・猪・鶉などを飼養しなかつたとは考え難いと同様に、犬養部が犬を飼養しなかつたとは考え難く、従つて成立のかなり困難な説といえよう。第三説の二は狩獵・守衛いずれの説をも積極的に支持ないし否定できない立場から両説を併せて説をなしたものと想像され、積極的な根拠を持つものとは考え難い。

以上、諸説を通覽するに、何れもその根拠を明示したものはないといいてよい。しかれば、各説につき、改めてその根拠を求めてみなければならぬ。

まず狩獵説であるが、令制で兵部省の被管に主鷹司があり、その長官である正の職掌は「調習鷹犬二事」と規定される。この場合の鷹はいうまでもなく、鷹狩のために調習されるのであろうから、犬も狩獵のために飼育されたものと考へべきであらう。しかし、かかる制度は令においてはじめて定められたのではなく、大化前代から慣行乃至制度として存したと考へられる。つまり、犬を狩獵に用いることは大化前代よりあったものと考へられるのであるが、そのことと犬養部との關係は依然と

して不明である。従って狩獵説はやはり根拠不十分にして成立し難いといわざるを得ない。ただ遙か後世の史料ではあるが、新撰姓氏錄右京神別下に「阿多御手犬養、火闌降命六世孫薩摩若相乘之後也」とあるのは天皇狩獵の際に犬養が近侍したことを想わせる。しかし、一般に犬養部と狩獵との關係を証することはこれをもってしても無理であろう。

狩獵説の成立が依然として困難であれば、従って、第三説の二、即ち狩獵・守衛折衷説も成立し難いといわねばならぬ。

また諸説いずれも触れてはいないが、天武紀四年四月庚寅条に「莫^レ食^レ牛馬犬猿鷄之完^二」とあるのによれば食犬の風があったことは事実であろう。しかし、これを以て犬養部創設の動機とみることは、馬肉を得るために馬飼部が設定されたとは思われないこと、および以下の論述とあわせ考えて、全くの外れの見解であろう。

では第二の守衛説は如何。節を改めて論じよう。

第二節 犬養部とミヤケとの關係

犬養部とミヤケとの關係を明示した文献史料の殆ど存しないことはいうまでもないが、間接的にその關係を示唆するような材料を求めてみると、皇極紀四年六月戊申条に葛木稚犬養連網田という人名、新抄格勅符抄に葛木犬養神という神名がみえるが、葛木は安康記に「五処之屯宅」、「五村屯宅」、雄略前紀に

「葛城宅七区」などとある地、また大和六御県の一つ葛城御県の地でもあるという事実や海犬養氏や、安曇犬養氏と同族とされる阿曇氏の祖浜子が罰せられた際、その率いる野島の海人が倭落代屯倉に役使されたという履中紀の記事などが指摘されるであろうが、これだけでは甚だ心許ないから、他に何等か証明の手段を見出さねばなるまい。

いま仮りに犬養部とミヤケとの關係ありとするならばイヌカイとミヤケという地名が古代屯倉の範圍内（最大でも律令時代の那程度の地域内）と考えられる程度の至近距離に並んで現存する例が求められて然るべきであろうと予想される。

以下にこの予想を確かめてみることにしよう。

まず、その第一例を現福岡市内に見出すことができる。同市三宅、三宅本町、三宅向ノ原は恐らく宣化紀元年五月辛丑朔条にみえる那津官家の名残りであろうし、また和名抄筑前国那珂郡三宅郷の地であろう。しかしして同市には大飼新堀町、大飼南町、大飼三社町があり、犬養部の故地と推測されるが、ここは和名抄にいう同郡海部郷の地で、安曇・海部両氏の祖神を祀る住吉神社の鎮座するところでもある。したがって、ここは安曇・海部両氏、またはその中とくに海部氏（正確には海犬養氏）に由縁の地であったと考えてよからう。この両地点は今の那珂川を挟んで三宅が左岸西南方、大飼が右岸東北方（博多駅の南側一帯）にあり、その間の距離は地図上で約四料とみら

れる。

第二例は京都府亀岡市にみられる。市内に三宅町があり、神名式丹波国桑田郡三宅神社は吉田東伍「大日本地名辞書」によれば同市内の稻荷明神かという。また同市には曾我部町犬飼の地名を存し、付近を流れる保律川の一支流を犬飼川、その流域を大甘野と呼んでいる。吉田はまた安閑紀にみえる蘇斯岐屯倉はここかといっているが、もしそうなら安閑紀の屯倉および大養部設置の記事は現存地名によってその關係を証明できることにもなろう。それはともあれ、両地点の間隔は地図上でこれまた四料内外とみられる。

第三例は岡山県浅口郡にみられる。同郡に古く大養部の居住したことは統紀靈龜二年七月癸亥条によっても知られるが、現在同郡鴨方町に犬飼の地名の現存することが浅口郡誌などから知られ、ここが大養部の故地であろうことは疑いが無い。また隣接する同郡金光町の、鴨方町との境界に近く大三宅、小三宅の地名が郡誌などにみえる。両地点は行政区画こそ異なれ、地形からみて同一平地の東西に位置していると思われるから、両地の關係は先にみた如く密接であったと考えられる。その間隔はこれまた約四料である。なお、この地方には現在も三宅姓が多いということである。

第四例以下第九例までは奈良県にみられるもので、「大和地名大辞典」に負うところが大きい。まず同県高市郡金橋村曲川

に犬貝の地名がある。これと近いところでは同郡真菅村曾我に宮毛の地名が残っている。但し金橋村曲川といえは安閑天皇の皇居勾金橋宮の故地であるから、この犬貝は金橋宮と關係があるとみた方がよいかも知れぬ。よく云われるように大養氏の中には宮城門の守衛に当たったものもあり、また後述の如く、大蔵・内蔵のそれを担当したものもあるからである。なお、先の亀岡市の場合には曾我部町（和名抄、宗我部郷）犬飼、ここでは真菅村曾我字宮毛（推古紀に眞菅はソガの枕詞として使われ、元來はマソガリソガであろう。蘇我氏の名はこの地に因る）とあって、地名ソガを媒介としてミヤケとイヌカイの間に關係がありそうにも思えるのは興味あるところである。

後述するように大養部は六世紀以降新設の屯倉の管理方式として導入された新制と思われ、一方、蘇我氏がその頃から吉備の児島や白猪の屯倉に新しい支配方式を実施したと想定されるから、右の事実も単なる偶然と片付けてしまふわけにはいかないであろう。

かりに、蘇我氏の唱導によって大養部が置かれたとすれば、蘇我氏は欽明朝を支持したのであるから、時期的には安閑朝と重なるが、正しくは欽明朝に置かれたと表現すべきものとなろう。吉備津神社における大養の古習を見て、それを吉備の屯倉に導入したとも想像できる（後述参照）。

第五例は同県宇智郡の場合である。同郡坂合部村に犬飼の地

があり、また郡内には都合四ヶ所ミヤケの地名が知られる。この場合、大飼がどのミヤケと關係が深いかは不明といわざるを得ないが、比較的近接するものを挙げれば、宇智町今井三宅(約四軒)、野原町野原三宅(約二・五軒)などである。

第六例は同県磯城郡においてみられる。まず郡村八尾に大飼の地名が現存するが、これは和名抄にみえる城下郡三宅郷、大和志にいう三宅原³⁰⁾などの地名と關係づけられるであろう。この三宅の地は溯れば景行記の倭屯家、仁徳前紀の倭屯倉に連なるものと解されるが、降って現在では同郡三宅村、同平野村松本宮毛、同村佐味ミヤケなど細分されて残存する。

第七例は、同県山辺郡の例である。二階堂村九条に北イヌガイ・南戊カイがあり、また同村富堂には三宅の地名を存する。

互に至近距離にあることはいうまでもないが、なおここに注目すべき史料を紹介しておきたい。それは統後紀承和十三年三月庚申条の「在大和国山辺郡長屋郷京戸左京三条一坊戸主大甘千麻呂云々」の記事である。これによれば彼は一旦平安左京に移貫されたが、程なく本貫である大和国山辺郡長屋郷に帰居したと考えられるが、ここにいう長屋郷の地は吉田東伍もいうように現在の二階堂村なのであって、北イヌガイ・南戊カイの字名は正しく大甘千麻呂の故地を今に伝えるものといふべきである。

イヌカイの地名が大養氏乃至大養部の居地であったことはこ

の場合には極めて明瞭である。

第八例は奈良市の例で、市内八条大飼は距離的には大和郡山市野垣内宮ケ(ミヤケ)に最も近い。

第九例は同県高市郡のそれで、飛鳥村小山大飼は第四例にあげた同郡真菅村會我宮毛に最も近いと思われる。

以上の諸例のうちには必ずしもイヌカイ・ミヤケ併在と考える難いものもあり得ようし、また一つのミヤケと数箇所のイヌカイとが關係をもつ場合もあるかも知れぬが、ともかくイヌカイとミヤケとの關係は無視し難いことは認められると信ずる。

次に上記諸例に準じて考え得る例を示そう。前に続けて第十例とすれば、それは和泉志日根郡の条に見える大飼畑なる地名と茅渟泉(または茅渟宮)との關係である。茅渟泉は凡そ和泉国に一致するとみられ(宮は日根郡とされる)、かつこの泉は屯倉に準じて皇室の直轄領と考えられるから、その領域内に大飼畑なる地名の存したことは偶然ではあるまい。そればかりではない。和泉志泉南郡条にはまた河内川泉大養神祠のあったことが記されているので、茅渟泉における大養部は泉大養氏の管掌するところであったと考えられ、泉大養氏の泉の意味も自ら明らかとなるのである。姓氏録によれば泉大養宿禰は左京に貫せられているが、本貫はここ和泉国であり、溯れば河内国河の茅渟泉であったと云える。

第十一例もその近辺である。和泉志泉南郡の条に「箕土路旧

名犬飼」とあるが、泉南郡は和泉郡の南を割いて新設された郡で、したがってここもまた元來は茅渟島の域内ということができる。和泉志によれば同郡内に三田の地名もあり、これもイヌカイとアガタとの關係を思わせる。また、この犬飼の地には橋諸兄の子孫と稱する三宅氏が現に居住しているとのことで、これも橋氏↓巢犬養氏↓ミヤケ・アガタと連想して行くと、元來イヌカイとアガタとに密接な關係があったことから生じた伝承ではなからうか。

以上ミヤケとイヌカイなる地名が近接して存する例(第一―第九)、またはそれに準じて考え得る例(第十・第十一)を挙げたが、なお若干参考となる例を示そう。

その一は備中国大稅負死亡人帳である。同帳の賀夜郡多氣郷田次里の条には犬甘部首土方なる人名が、また同郡庭瀨郷の条には三宅里の地名が記載される。田次里は地名辭書によれば現在の岡山県上房郡賀陽町田土・上田土に当るとい(多氣郷は同町上竹荘・下竹荘とされる)、三宅里は現在に伝わらぬが庭瀨郷は後の賀陽郡庭瀨村、現在の都窪郡吉備町であるから、三宅里はその近傍にあつたわけで、したがって田次里と三宅里は約三十軒を隔てることになるが、ともあれ同郡内に犬甘を稱する者と三宅とよばれる土地が併び存在したことは事實である。かつての宰相大養毅が庭瀨村の出身であること、また前述の如く、このあたりには今でも三宅姓が多いことはミヤケとイヌ

カイとに元來深い關係のあつたことを暗示するものではあるまいか。

その二は、大化以後の国衙とイヌカイとの關係である。国衙は、そのすべてではないが、もとのミヤケの地に置かれたものが多いから、国衙所在地の近傍にイヌカイの地名・人名が検出されるならば、これまた一箇の傍証とならう。かかる例は二つある。その一例は信濃国である、和名抄同国筑摩郡辛犬郷の地は三代実録仁和元年四月五日己未条の「信濃国筑摩郡人辛犬甘秋子」なる記載によれば辛犬甘氏の居地であつたと思われるが、ここはまた天武紀に見える束間温湯(分)すなわち現今の淺間温泉の所在地であり、この温泉が嘗て犬飼湯といわれたのも辛犬甘氏の居地に因んだのである。ところで、犀川をはさんで対岸の安曇郡にも犬飼の地名が現存し、安曇氏の祖神穗高見命を祀る穗高神社の社家が犬飼氏であつたことからすれば、これは安曇犬養氏の故地と考えられる。とすれば現在の松本市内にあつた信濃国衙の東西にイヌカイの地があつた、換言すれば犬養氏が居たわけで、これは恐らく国衙の前身であるミヤケとの關係によるのではなからうか。和名抄信濃国安曇郡高家郷がミヤケに準ずる施設のあつたところであらう、ということも注意される。同様の例を下野国にも求め得る。栃木県上都賀郡に犬飼村があり、ここは下野国府のあつた栃木市古国府から四〜六軒の地である。また郡内に和名抄によれば高家郷があるのは、信

濃の場合と同様で注目される。以上兩國の国衙が大化前代のミヤケ所在地におかれたとの証拠はないが、国衙の正倉にせよミヤケにせよ地方における政治的クラであることにかわりはないから、国衙近辺にイヌカイが求められれば、これを前述の十一例に加味してイヌカイの本来の任務を探索する補助手段とすることは許されるであらう。

ここで、これまで考察したところを要約すれば、次の如くである。

- (一) 地名ミヤケと地名イヌカイとが近接して現存する例がかなりある。
- (二) 地名ミヤケは大化前代の屯倉所在地、また地名イヌカイは犬養氏または犬養部の居住地とみられる。
- (三) それ故両者が近接併存する事実は屯倉制度と犬養部創設との間に密接な関係があったと考えられる。
- (四) 勾金橋宮の故地に犬貝の地名の現存することは、書紀編者が犬養部創設の時期を安閑朝に置いたことと無関係ではあるまい。

これらの要約よりすれば先掲守衛説は従来の素朴な根拠から脱して、かなり信憑性の高い根拠を得たといふべきであらう。また、これよりして、安閑紀にみえる桜井田部連・具犬養連・難波吉士等それぞれ別の屯倉の税を掌ったとするよりも、一屯倉の職務を分担し、三者一体となつて一屯倉の運営管理に当つ

たとみる見解が妥当であると思われる。⁽³⁸⁾

さて、このように犬養部が地方の政治的クラである屯倉に關係をもつたものとすれば、当然、中央の政治的クラである大蔵や内蔵との關係も予想されるのであるが、この点は如何であらうか。以下に節を改めてこれを検討しよう。

第三節 犬養氏と大蔵・内蔵との關係

犬養氏ないしは犬養部と中央の政治的クラとの關係を直接示すような史料は皆無といつてよい。国史には勿論七・八世紀の文獻にこれを見出すことはできなかった。しかし、九世紀初頭に成つた新撰姓氏録にはこの問題の解決の手がかりがある。それを紹介してみよう。

姓氏録左京神別中に

具犬養宿禰 神魂命八世孫阿居太都命之後也

大椋置始連 具甘同祖

とあり、同書山城神別には

今木連 神魂命五世孫阿麻乃西乎乃命之後也

巨椋連 今木連同祖。止与波知命之後也

とある。これらによれば具犬養氏は巨椋連・大椋置始連と同祖とされる。巨椋・大椋がいづれもオオクラと訓み、大蔵のことであるのはいまでもないが、かかる同族系譜はいかにして生じたであらうか。これら諸氏が大蔵に勤務し、その職掌におい

て日常相關渉するところが多く、いつとはなしに同族という伝えを生ずるに至ったと考うべきであつて、事実上の同族關係を示すものとは思われない。かかる同族同祖の傳承の存在そのものに當て県犬養氏が大藏に關係を持った事實を推定することができる。

大椋置始連は令制の大藏省被管織部司（正一人、掌_テ織錦綾絢羅_及雜染事_ノ）の前身とみなされ、巨椋連は帰化系の大藏直など大藏關係諸氏と適當に職務を分担したものと思われるから、これらと同族と伝えられる県犬養氏の職務は前節における考察の結果を援用して、大化前代の大藏の守衛にあつたと想定するのが穩當であろう。因みに安閑天皇の勾金橋宮のあつた奈良県高市郡金橋村曲川の地に犬貝の地名が現存することは先に紹介済みだが、このことは、安閑朝において某犬養氏が既に大藏・内藏或は宮城門の守衛に携わつていたことを示すものであろう（この場合県犬養氏なら宮城門の守衛と考え難いことは県犬養門が奈良朝末まで存在しなかつたという事実からみて明らかであり、海犬養氏なら宮城門の、若犬養氏なら内藏が宮城門の守衛に當つたとみられよう。安曇犬養氏と考えることは今のところでは困難である。同氏の名は門号にも残らないし、大藏・内藏との關係も不明であるから。なお後述参照）。

また姓氏録和泉神別には

若犬養宿禰 火明命十五世孫古利命之後也

丹比連 同上
石作連 同上
津守連 同上
網津守連 同上
椋連 同上

とみえ、若犬養氏は椋連と同祖とされる。椋が内藏を意味することは云うまでもないが、先の県犬養氏と巨椋氏の場合と同様、ここは若犬養氏と椋氏とが、いずれも内藏の管理の一端を担つた事実から、やがて同族系譜が作られるに至つたものと推測される。かくて若犬養氏は内藏（大化前代にはこの用字法はなかつたが）の守衛に任じたとの推測が可能となる。

さて、姓氏録一本、河内神別条に「若犬養宿禰 同神（火明命）十六世孫尻調根命之後也」とあるについて細井貞雄は若犬養氏が古くよりある県犬養氏に繼いで奉仕したのに因んで「シリツキ」の名を負つたものと解したが、これは國語学上からは成立し難い説である。「シリ」に「ツク」の意に解すれば「ツク」はカ行四段活用の動調であるから（上三段活用という説もあるが）、その連用形「ツキ」の「キ」は当然キの甲類の音でなければならぬ（例、万葉二十（388）「阿加都枳爾迦里（垢着きにかり）」）。しかるに調の「キ」は「美都奇」（万葉二十（380））などと記されることからわかのように、キの乙類の音である。従つて細井説は採用し難い。応神記に「志理都紀斗

亮」といふ人名がみえ、これが旧事紀天孫本紀の「尾綱真若刀俔命」⁽⁴⁵⁾と同一人であることは疑いないから「尾綱」は「尻調」の誤写とみられ、また同書にみえる彼女の兄「尻綱根」も「尻調根」の誤写とみてよい。この人物は姓氏録で若犬養宿禰の祖とするものと同一人とみられ（天孫本紀が火明命の十三世孫とするところは違う）、したがって姓氏録の他本に「尻綱根」とあるのも一応は誤りと解せられる。

ところが天孫本紀の諸本にはひとつとして「尻調」と書いたものはない。旧事紀は偽書で記紀を適宜按排したものと云われるが、それは一般論で、尾張氏の系譜を記した天孫本紀は記紀とは別系の古い材料によつたものと考えられるから、そこに「尻調」なる表記の全く見られないことを無視するわけにも行かぬ。のみならず、人名表記においては記にも誤りはあるのである（紀や帝説の「スカテ」皇女を記は須賀志呂とするが、これは代（テ）を「シロ」と誤つたものと思われる）から、慎重に考慮しなければならぬ。

かりに「尻調」をあくまで正しいとするなら細井説とは違つて解釈が望まれる。或は「後ツ城」（城は乙類）などの意で、安閑二年紀の備後国後城屯倉（後世、備中国後月郡）の名などに因むとすべきであろうか。

「尻調」に固執しなければ、例えばこれを「尻綱」とみて「シリツナ」とよみ、或る場所なり施設や物なりを外界から隔離

し、占有を示すために張り廻らした綱のことと解せられる。「尻久米繩」（古事記 天岩戸段）の語がここで想い併される。

前説をとれば、若犬養氏の祖名は任地に因むということになろうし（地名が祖名に因むという逆の場合も考えられる）、後説によるならば、それは職掌に因むというわけであるが、そのいずれをとるにせよ若犬養氏が屯倉なり、またそれに準ずる施設なりに関係する氏族であると考えうるから、先掲守衛説を補強することにこそなれ、その成立を妨げるものとはならないであらう。

若犬養氏について、いま一つ考えておきたいことがある。それは「若（稚）」の意味である。これが先行の犬養氏に対する称であろうことは容易に想像できるが、その先行犬養氏とは何氏であろうか。安曇犬養・海犬養両氏は分立以前の元の氏族名を冠しているが、「若」は元の氏族名とは解し難い。いっぽう、興犬養の県は県造などの県即ち氏の名に由来するものではなく、先述の如く茅渟県に因むのであらうから、これまた分立以前の氏族名とは解し難い。その上、興犬養氏は大藏に、若犬養氏は内蔵に関係した氏族であることは既にみた通りである。さすれば、若犬養氏は興犬養氏に対して名付けられたものと解するのが隠当であらう。

ところで、嘗て別稿において、大化前代の中央財庫は古語拾遺にいうように資藏・内蔵・大蔵の順に成立したのではなく、

斎蔵の存在は認められず、はじめに単一の庫蔵があつて、それをオオクラとかミクラとか崇めて呼び、五世紀末雄略朝に至つて、それを大蔵と内蔵とに分ち、皇室の財庫を独立させたものと推定したことがあつた。⁴⁶⁾つまり、大蔵は系譜的に五世紀末以前に溯ることができ、内蔵は五世紀末の新設であらうと思われる。かような歴史的背景と、大蔵と県犬養、内蔵と若犬養という關係とをにらみ合わせると、大蔵の守衛制度が早く整備されて県犬養氏がその任に当り、内蔵のそれがややおくれて、若犬養氏がこれに任じたという次第が推定されるのである。恐らく県犬養氏は五世紀末に大蔵に關係するようになったのであり、さらにそれ以前に茅渟県の守衛に當つたことから氏族として出発したものであらう。雄略期以前における茅渟県の存在は允恭紀の「茅渟宮」からも認められようから、こう考えても大過あるまい。そして若犬養氏は五世紀末内蔵分立後程なく新たに内蔵に關係するようになったのであらう。このように、県犬養・若犬養に先後關係を認めるで大蔵・内蔵の先後とよく合致するのである。

それはともかく、右のように犬養と中央の政治的クラに關係があつたことは確かであるが、それならば、山背国愛宕郡計帳⁴⁷⁾に

戸主秦倉人奈世麻呂戸

——(中略)——

別項

——(中略)——

犬甘志奈布売 年漆拾才 嘗女、死天平四年五月十日とあるのも一証として追加できるのではなからうか。倉人が大化前代のクラの⁴⁸⁾下級官人の系譜を引くものであることは既に証明されているが、かかる倉人と無姓の犬養(こは犬甘)との間には先にみた県犬養氏と巨椋氏、若犬養氏と椋氏の關係に類する結び付きを生じやすかつたと思われるのであつて、こゝもその一例であらう。

即ちクラとイヌカイの間には上級伴造・下級官人それぞれに同族伝承ないし日常生活における深いかかわり合いを生じたことであらう。

かくて犬養氏のうち県犬養氏は大化前代の大蔵の、また若犬養氏は内蔵の守衛に任じたこと、無姓の犬甘が、それらの伴造に属し倉人とともに大蔵・内蔵に勤務したであらうことなどが推測される。犬養氏の任としては安閑紀に屯倉の税を掌るとみえたが、そればかりではなく、屯倉の守衛、さらには中央の大蔵・内蔵の守衛をもその任としたことが知られたのである。

安曇犬養・海犬養両氏については、先にみた如く屯倉に關係があつたと推定されるが、大蔵・内蔵の守衛に當つたと推測すべき徵証を見出すことはできなかった。両氏の差は後者だけが宮城門の守衛に當つた点にあるが、この点は県犬養氏と若犬養

氏にも認められることは後節を俟たずして既に明らかであるし、大化前代においては安曇連が安曇部のみならず海部をも総轄したらしく、海部の地方的伴造とみられる海部直や海部首の名が知られるにもかかわらず海部連なる氏族は存在しなかつたようであるから、安曇部の一部を割いて犬養部を設けたとき、その伴造として安曇犬養連が任命され、さらに、海部を割いて犬養部を創設したとき、安曇連の一族をその伴造たる海大養連としたのではなからうか。海氏の伴造に連姓がなく、また知られる限りでは海部直は安曇連とは別系であり、海大養氏の本氏は安曇連であるから、安曇犬養氏が海大養氏に先行するものであるとみて支障はなからう。

果してしからば、県大養氏におくられて出発した若犬養氏、同じく安曇犬養氏よりおくれた海大養氏と、この両氏が共に宮城門の守衛に任じ、その氏の名を門号に残したのに対して、かれらにそれぞれ先行する二氏はともに宮城門には關係を持たなかつたことになる。

第四節 犬養氏と宮城門との關係

犬養氏の職掌として最も知られているものは宮城門の守衛であらう。宮城十二門号の研究が近年著るしく進歩し、力作が次々に発表されたことは、なお記憶に新たなところであるが、ここで前節の考察をもとに若干の私見を述べてみたい。

犬養氏に因む門号としては海大養門(後の安嘉門)・若犬養門(後の皇嘉門)が大化以後引き続き存したが、安曇大養門はなく、県大養門は奈良末、平安初の一時期存したが、その前後には存在しなかつたようである。県大養門について佐伯有清は県大養橘宿禰三千代を母にもつ橘諸兄が奈良末、母姓を頭わそつと謀り、伝統ある十二門号の中へ無理に県大養門を割り込ませたが、橘氏の勢力が失われるとやがて県大養門は排除され、旧門号に復したと説く。これはまづ確かなところであらうから、したがって大化前代において安曇犬養氏や県大養氏が積極的に宮城門守衛に当ることはなかつたとみてよい。

姓氏録によれば海大養氏は(平安)右京に貫せられるが、安曇犬養氏は撰津に居住する。海大養氏は奈良朝には平城京に、それ以前には藤原京に、さらにそれ以前から中央に進出していたことが知られているが、安曇犬養氏は畿内では撰津に止まって中央に進出しなかつたと解せられ、それ故、その氏名を門号に留める機縁は全くなかつたのであらう。

これに対して県大養氏が早くより中央に進出したことは上來みた通りである。それにも拘らず何故宮城門に關係をもたなかつたのであらうか。若犬養氏との対比においてこの問題を考えてみよう。県大養氏の本貫が河内(後の和泉を含めて)であらうことは先に和泉志を引いて述べたが、このことは統後紀承和元年九月辛酉条に「河内国古市郡人從六位下県大養橘宿禰小成、

改^三本居二貫^四附右京一条」とあることから知られる。そして
県犬養の県が本来茅渟県に因むものであろうことも既に述べた
通りである。さらには県犬養氏は安閑紀に既にみえ、若犬養氏
より古い氏と考えられるばかりでなく、分布状態をみても犬養
諸氏のうち最も広く各地に拡がっていたようである（犬養の分
布については次章第一節参照）。

以上の諸点から考えてみると、県犬養氏は犬養部の制度を定
めた当初から云わばこの制度に密着して發展を遂げ、さらには
中央の大蔵にも關係をもった氏なのであるが、なんととっても
その本来の職掌は県や屯倉など地方の政治的クラ（それが畿内
にあっても大蔵・内蔵以外は地方のクラである）の守衛であっ
た。

いっぽう若犬養氏は県犬養氏よりおくれ出て出発したため、地
方の政治的クラの守衛に關しては立ちおくれを取り戻すことは
容易でなかつたろう。このため、若犬養氏は積極的に他の分野
に進出しようとした。とはいっても、全く異質の仕事では困
る。成るべくは守衛の職が望ましい。そこで眼をつけたのが宮
城門の守衛である。これなら屯倉の防衛と本質的に異なるもの
ではないから転身は容易であつた筈である（海犬養氏について
も事情はほぼ同様であつたと思われる）。

このように推考してよければ、県犬養氏がその名を宮城門号
に残さなかつたことも、若犬養氏がその名を門号に留めたこと

も、極めて当然の結果であつたといえるのではなからうか。

しかし、これについては別の解釈があるかもしれない。たとえ
ば海犬養・若犬養はそのはじめから宮城門の守衛を本職とした
のであると。だが、これは海犬養氏の一本居筑前国那珂郡海部
郷（福岡市犬養）と那津官家との關係、葛木稚犬養連網田と
葛城屯宅や葛城御県との關係などを想起することによって、成
立は困難であるといわねばならぬ（第二章第三節参照）。

かくしてその出発において立ちおくれた海犬養・若犬養両氏
は積極的に宮城門守衛という、新たな職域を開拓したのであろ
う。この場合県犬養氏らに抑えられて充分伸びられなかつたとい
う面と、犬養部の制度そのものがあまり發展しなかつたとい
う面と、その両面を考慮しておくことも大切であろう。犬養部
の制度が充分發達しなかつたことは、これが大化以後の官制の
うちにその片鱗すら窺えないという事実からも想像できるが、
これについては後章でも触れるところがあろう。

第五節 犬養氏と神社との關係

神社といえは社頭に一對の狛犬を見かけることが多いが、狛
犬は神域を守る番犬なのであろうから、ここで犬養と神社との
關係如何ということが問題となる。狛犬の起源については古来
諸説があつて分明を欠くが、それは姑く置いて、まず私見を述
べることにする。

大養木堂全集によれば岡山県吉備津神社の南門を隨身門ともいふが、そこには大養健命と中田古名命が祀られているといふ。隨身門に祀られているこの両神が主神吉備津彦命の隨身、即ち護衛に当る神であることは疑いがない。いま中田古名命について考えるところはないが、大養健命については、これまでに考察して来たところよりして当然大養を率いて神社の守衛に任じた神とされるのではなからうか。つまり神社を守るのに犬を用いた事実があり、その統領が神格化されて隨身門に祀られるに至ったのではあるまいか。しこうして神社の主体は古くは社殿ではなく神庫であったと思われる場合があり、神庫はさらに溯れば古体共同体の共有倉庫に起源をもつであろうから、犬を用いてこれを守衛することもそのころよりあったこととしなければなるまい。かくて大養部の創設に先だって古くより犬を使ってクラを守る習慣のあったことは否定できず、大養部制度の創設はかかる古習を大和朝廷の政治的クラの守衛に応用する試みに他ならなかつたのではなからうか。

群馬県富岡市一ノ宮の貫前神社の裏手を流れる高田川に犬飼橋があり、今でもそこで川瀬神事が執り行なわれる由であるが、これもまた犬飼と神社との関係を示唆している。とくに犬飼の名が地名としては残らず、橋の名にのみ残っているのは、橋の機能から考えてもかつて犬飼がそこを守ったという事実のあったことを物語るように思われる。

以上二例により、大養と神社には大養部創設以前から関係のあったことがほぼ明らかとなったが、右のような古習が大和朝廷の政治的クラに応されるに至った機縁は何であつたらうか。既に一言した如く地名イヌカイとミヤケにはソガという地名もまた関係があるらしく、このことから蘇我氏が欽明朝において吉備地方に積極的な屯倉経営を行なつた際、この地方の当社である吉備津神社に古くからある番犬の習慣に注目し、それを屯倉守衛に応用し、やがてこれを制度化して大養部を設定したと想像できないことはない。安閑紀に屯倉が大量に設置された記事があるのは、各種の材料をまとめて記されたものとも考へうるが、ともかく、この前後に屯倉が急増したことは事実と思われ、またそのような新しい屯倉に新しい管理方式が導入されたことも一般に認められているから、安閑紀の大養部創設の記事もかかる新管理方式の一部として採用されたものとみるべきであろう。なお、安閑・宣化朝と欽明朝は年代的に重複するらしいから、書紀に安閑朝のこととあつても立論の妨げとはならないし、ましてや書紀に記す大養部設置の年時が絶対的なものでないことは云うまでもない。

ただ、このように考えると、先に県大養氏は五世紀末には大蔵に關係するようになったと論じたことと、年代的にややずれることになり問題であるが、それは次のように考えられる。

中央のクラについては、その守衛の制が五世紀末以降次第に

整えられたが、地方のクラについては制度化がおくれた。やがて六世紀に入り屯倉が短期間に大量に設置されるに及んで、その守衛制度があらためて問題となり、ここに全国的規模で犬養部が設置されたのである。一般に某部を定めたという場合、安閑紀の前後ではそれが名代子代なら「為_レ某置_ニ某部_一」「置_ニ某部_一」、職業部なら「科_ニ某置_ニ某部_一」、或は「置_ニ某部_一」などと記されることが多いが、犬養部の場合は「詔置_ニ国_一。国_一犬養部_二」とあり、この書きさまは他に例がない。これは設置の場所が国国つまり地方であることを強調したもので、地方に重点をおいているからであり、右の推測を支持する材料とされよう。

さて、ここで狛犬のことについて考えてみよう。犬養と神社との関係が右に見て来た通りであるとすれば、今日社頭に置かれる狛犬は皆て犬が神社の番犬として使われた名残と考えるのが最も妥当であろう。ただ、今日これを狛犬というのは、遠くエジプト・ペルシア・インドで獅子形の置物を置く風習が、中国・半島(コマ)を経てわが国に伝えられ、これがわが犬養部の制の残った後に、大形の置物として後世に伝えられたためであろう。したがって狛犬像は社頭ばかりでなく宮中にも置かれた。延喜左衛門式に「凡大儀之日、居_ニ兕像_ニ於_ニ会昌門左_一。事畢返_ニ取本府_一。右府居_ニ右_一」とみえる兕像がそれであるし、宇津保物語³⁴吹上³⁵類聚雜要抄³⁶、建曆御記³⁷、文安御即位調度函³⁸にもみえ、降って

江戸時代の即位³⁹函にも紫宸殿の南正面に当る承明門の内に伴・佐伯とともに銅犬(先の兕像に相当する)が左右に向い合って置かれている。清涼殿内にも獅子形の鎮子がおかれた。これらは純粋に外来の風習とはいえないもので、古く大化前代において犬が神社や屯倉や大蔵・内蔵・宮城門の守衛のために駆使された伝統と外来風俗との融合と考えられるのである。

このように考えて来ると、犬養と隼人との関係も問題となろう。衛門府の被管に隼人司があること、衛門府は大化前代には大伴氏が奉仕したことが知られるから、先掲左衛門式にみえる規定も衛門府と隼人司との関係から生じたもので、狗吠をもって奉仕した隼人のかわりに兕像が用いられたのであり、江戸時代にも伴・佐伯と銅犬が即位式には登場することとなっていたであろう。しからば隼人は何時頃から狗吠を以て朝廷に仕えるようになったのであろうか。記紀には早くから隼人の帰服したことが記されるが、一定の任務を以て朝廷に仕えるようになったのは、それ程古いことではあるまい。犬養部の制がその後発達しなかったであろうことは、令制にこれが残影を全くとどめないことから知られるが、かかる情勢が大化直前にはかなり、当時賤蔑視されていた隼人が狗吠を強制され、これが令制に継受されたのではなからうか(後節参照)。

なお、犬養部の制が衰滅に帰した理由は、七世紀以降、積極

的に中国法を輸入し、律令制度を整備しようとする段階になると、犬を使って官衙・庫藏・宮城門等を守衛する制度そのものが如何にも幼稚で、改革指導者等の趣味に合わなくなり、自然これが軽視されるいっぽう、新たな軍事組織が構想せられるに至ったためであろう。

〔註〕

- (1) 平田篤胤全集八「古史伝十二」(p. 20)および「同十九」(p. 37)
- (2) 原本・写本を見る暇がなかったので「古事類苑官位部三」所引のものによった。
- (3) 同書上(p. 645)
- (4) 同書(p. 2663)
- (5) 同書(p. 171)
- (6) 同書(p. 485)
- (7) 同書一(p. 39)
- (8) 国民精神文化研究所本中(p. 263)
- (9) 同書(p. 194)
- (10) 同書(p.)
- (11) 同書一(p. 480)
- (12) 同書正編(p. 198)
- (13) 同書2(p. 48)
- (14) 註(11)に同く。
- (15) 註(12)に同く。

- (16) 職員令義解(p. 45)
- (17) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 本文篇」(p. 236)(以下姓氏録については本書による)
- (18) 栗田「考証」下(p. 825)
- (19) 「新訂増補 国史大系 第二十七巻」(p. 6)
- (20) 神名式下「筑前国那珂郡 住吉神三座並名神大」とある。
- (21) 「国史大系第二十六巻」延喜式(p. 276)
- (22) 同書(p. 788)
- (23) 和名抄で宗我部郷とみえる地。
- (24) 註(22)に同じ。
- (25) 同書折込地質図およびp. 442~443
- (26) 同右およびp. 420
- (27) 本学文学部哲学科の教授で、本年三月停年退職された三宅剛一氏はこのあたりの御出身であるという(同郡鴨方町益坂)。
- (28) 大和地名研究所編、「正編昭27、続編昭34。」
- (29) この場合、姓氏録右京神別下で坂合部宿禰と阿多御手犬養とが同族とされ、しかも坂合部、阿多とともに宇智郡の地名であることが注目される。大阿太町西阿田に「宮ヶ」の地名があり、阿多御手犬養はこれと關係があるかもしれない。
- (30) 大日本地誌大系所収「五畿内志」(p. 176)
- (31) 大日本地名辞書(p. 281)
- (32) 前掲五畿内志(p. 254)
- (33) (p. 252)
- (35) (p. 250)

- (35) 若尾五雄「大銅という地名」(地名学研究一)
- (36) 寧楽遺文上 (p. 319)
- (37) 天武紀十四年十月壬午条
- (38) 桜井田部連は労働力としての田部を、具大養連は屯倉の守衛を、難波吉士は出納を、それぞれ分掌したのであろう。太田亮は彼らを中央にあって地方におかれたものではないとするが、具体的なことには触れていない。
- (39) 前掲書 (p. 218~219)
- (40) 同右 (p. 239~240)
- (41) 同右 (p. 276~277)
- (42) 同右 (p. 286) 参照
- (43) 栗田「考証」(p. 1056)に引くものによる。
- (44) 日本古典文学大系「万葉集一」(p. 31~36) 解説の音韻・文法の項を参看した。
- (45) 鎌田純一「先代旧事本紀の研究校本の一部」(p. 132)
- (46) 拙稿「大和国家の財政」(東京大学出版会 日本経済史大系1 古代所収)
- なお、大蔵の成立を安閑紀の屯倉大量設置の記事との関係させて六世紀初頭とする説がある(井上辰雄「政治上より見たる屯倉制の發展」(古代史講座8 p. 195)が、大蔵の成立はそれ以前と考えられる。
- (47) 寧楽遺文上 (p. 179~180)
- (48) 直木孝次郎「人制の研究」(「日本古代国家の構造」所収)

- (49) たとえば丹後の海部直は火明命の後と伝える(海部氏系図)。
- (50) 井上薫「宮城十二門号と乙巳の變」(続日本紀研究一七七)、山田英雄「宮城十二門号について」(続日本紀研究一一〇)、佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(新撰姓氏録の研究・研究編一)所収)等。
- (51) 佐伯前掲論文。参考のため、門号の変遷を示すと左の如くである(同書 p. 449)。
- (藤原宮) (弘仁式) (貞觀式) (延喜式)
- (平城宮)
- 面(北) 山門 → 具大養門 → 山門 → 陽明門
 (中) 建部門 → 山門 → 建部門 → 待賢門
 東(南) 的門 (建)過部門 的門 → 郁芳門
 (51) 同書上 (p. 448)
- (52) 国史大系本 (p. 963)
- (53) 日本古典文学大系所収本 (p. 274) 「大なる銀の狛犬」をお座のときの魔除けに置いたようである。
- (54) 群書類從所収。第廿六輯 (p. 81) 「師子。胡摩犬」として、絵を掲げる。
- (55) 「禁秘抄」とも。類從第廿六輯 (p. 371)。「師子。狛犬」が清涼殿の帳前の南北にあるとみえる。
- (56) 類從第七輯 (p. 116)「狛犬形(以銅鑄之。有銅座。如盤石。前有銅柱。一尺余)」とある。
- (57) 吉川弘文館「国史大辞典」付図
- (58) 註(58)参照。

第二章 犬養部の構造

第一節 犬養氏と犬養部との関係

ひとくちに犬養といつても、それには有姓のもの（伴造クラス）あり、無姓のもの（令制の伴部に相当する下級伴造であろう）あり、また部姓のものもあつて、その種類はかなり多いから、まずそれらを分類列挙する必要がある。

〔有姓の犬養〕（一） 県犬養連（犬甘とも、後宿禰姓。以下同じ）安閑紀・姓氏録その他。（二） 若^{*}（稚）犬養連 皇極紀・姓氏録その他。（三） 阿^{*}（安）曇犬養連（宿禰姓見えず）姓氏録。（四） 海犬養連 皇極紀その他。

〔無姓の犬養〕（一） 犬養（犬甘とも）山背計帳・姓氏録その他。（二） 海犬養 続紀・河内国大稅負死亡人帳・姓氏録。

（三） 阿多御手犬養 姓氏録。（四） 辛犬甘 三代実録。（五） 犬甘部首

〔部姓の犬養〕 犬養（甘）部 御野国戸籍・続紀

〔有姓でも無姓のものと同クラスの犬養〕 犬甘部首 備中国大稅負死亡人帳

（備考）

* 古文書には県犬養（甘）とのみあつて姓のない場合があるが、これは姓を省略したものとみられる。

* 葛木の地名を冠したのもある。なお犬養連（宿禰）という例が壬申紀・靈異記に各一例あるが、古文書に県犬養宿禰古麻呂が犬養宿禰古万呂と記された例もあるので、本来は某犬養連（宿禰）とあるべきところであらう。

*** 実際に人名の知られる例はない。

さて右に掲げた犬養氏の表をみるに、最後の犬甘部首は有姓ではあるが、また部をも称しているから、ほぼ無姓のものと同クラスと考うべきであり、したがつて、犬養は、（一）有姓、（二）無姓、（三）部姓の三種に大別できる。（一）は上級伴造、（二）は下級伴造⁽¹⁾、（三）は部民にそれぞれ相当するであらう。

また、上級伴造が四氏を教えるのに、それに対応すべき下級伴造は犬養と海犬養の二種類しかなく、犬甘部首を別に教えても三種類で、上級伴造の數に及ばない（阿多御手犬養と辛犬甘は統属すべき上級伴造をもたないと思われる）。しかも部に至つては現存史料による限り犬養（甘）部ただ一種しか存在しないらしい。したがつて太田亮⁽²⁾や植松考⁽³⁾穆が伴造四氏にはそれぞれ県犬養部・稚犬養部・安曇犬養部・海犬養部が所屬していたとするのは史料的には全く根拠がないといわざるを得ない。

勿論、だからといって全国の犬養部がすべて四伴造氏の共同管理のもとに置かれたなどは考え難い。やはり犬養部は地域毎に下級伴造に率いられて、特定の上級伴造に分属したものとする方が自然であらう。しかしながら、その間の紐帯は他の伴

造部民の結び付きに比べてかなり緩やかなものであったこともまた事実であろう。新抄格勅符抄に「葛木犬養神甘戸信濃」とあるが、葛木稚犬養氏の齋き祀る神に神戸を充てるに、安曇大養氏（や辛犬甘氏）居住の信濃國に於てすることの裏には該地方における安曇大養氏（や辛犬甘氏）と大養部との結び付きが如何にしても断ち難い程のものではなかったという事情が想定されねばならぬ。安曇地方の犬養部は平常は安曇大養氏に管掌せられたであろうが、彼らが安曇大養部とよばれた事實はなく、また彼らの一部を割いて稚犬養氏の神に充てても特に支障は生じない程度のゆるやかな上下統属關係を有したに過ぎないとみられる。

かくして、犬養部に某犬養部なるものの存在しなかつたことはほぼ確実であろう。したがってかかる伴造と部民との關係は従来指摘されている如何なる類型にもあてはまらぬ極めて特殊な型というべきであろうが、これについてはなお下級伴造についての考察の後に述べることにする。

下級伴造のうち特殊なものとみられる阿多御手犬養と辛犬甘についてまず一言しておく。姓氏録考証には細井貞雄の説を引き阿多御手犬養は天皇狩獵の時、側近に奉仕する犬養の隼人であろうという。しかし狩獵説にあまり根拠のないことは既に見た如くであるから、ここはやはり天皇の身邊に近侍する守衛兵ないし儀仗兵と考えたいところである。阿多はこの場合大和國

宇智郡の地名と考えられるから、御手犬養は大化前代、飛鳥に都のあったところに設けられた天皇親衛の犬養であろうが、阿多はまた薩摩の地名で阿多隼人の出身地とも通じるから、大化前代において、すでに犬養と隼人との間に何らかの關係が生じていたのであろう。やがて犬養部の制が廢れるに及んで隼人が代つて狗吠を以て儀仗に加わり、御手犬養が犬を使って天皇に近侍することはなくなり、しかも大化以後衛府や舍人の制が発展するにつれて御手犬養の影はいよいよ薄くなり、結果として國史にその姿をとどめなかつたのであろう。前節において犬養と隼人との問題について触れたが、その場合の犬養は他の犬養ではなく、阿多御手犬養とみるべき可能性が多いのである、しかも、阿多御手犬養の上級伴造は想定できず、それ自身天皇に直屬したものであろう。

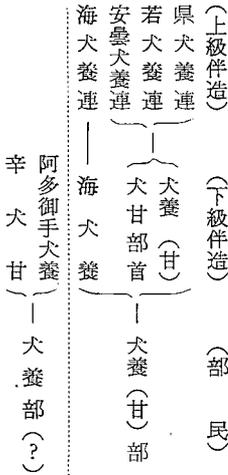
辛犬甘は平安朝の史料に見えるばかりで、それ以前の様子かわからないが、辛とあるのを見れば他の犬養氏がすべて神別であるのと異なり、これだけは帰化系と思われるのが、注目される。吉田東伍は筑摩・安曇両地方に高麗人（即ち辛人）が多く移住したので辛犬甘と称したかというが、論拠は明らかでない。ただ、先に考えた如く獅子像の置物の風を伝えたのが半島人であるとすれば、狛犬の風習に何らかの影響を与えたことがあつたかも知れない。いずれにせよ辛犬甘も特定の上級伴造に屬したとは考えられず、また、その創設の動機なども一切不明

である。

以上二例は犬養部の制度全体のうちではかなり特殊なものであるから、一応これらを除外して考察を進めよう。

さて、下級伴造で残るは史料的に僅か一例の海犬養（河内国大税負死亡人帳）を除けば犬養（甘）と犬甘部首だけである。

無姓の犬養には勳位をもち、時に改賜姓にあずかる者もあって部民よりやや身分が高いようであるし、犬甘部首も同じ備中国内に誤って賤民に編入された犬養部の民がいるのと比べ、また首姓を称することからも、ともに大化前代の下級伴造の流れを汲む者と認定される。しかも、これらは海犬養の場合と異なり、姓の上で特定の上級伴造氏と直接の上下統属関係を明示していない。下級伴造についても部民の場合と同様上級伴造のいづれかに統属したのであろうが、いまだ姓の上でそれをはっきり示すに至らずして犬養部制の終末を迎えたものであろうか。いま、以上の諸点を考慮しつつ犬養部の制度の構造を示せば次の如くである。



さて、このように上級伴造が四氏もあるに拘らず下級伴造には海犬養を除いて、上級伴造と姓の上で直接の上下関係を示すものがなく、部に至っては凡て犬養部であるという事実は一切何を意味するのであろうか。

常識的には犬養部の制度が充分な発展を遂げなかったという事情が考えられるが、なお、犬養の分布状態を検査することによって、この問題をさらに考えてみたい。

第二節 犬養の分布

まず、犬養の居地の知られるもの、および地名イヌカイの今日に知られるものを渉猟して犬養の分布状態を示そう。前者については大化前後を中心に、おそくも平安中期ごろまでの史料にあらわれるものを集め、後者については後代の地誌類や現存地名を搜したが、なお見落したものも多いかと惧れる。

畿内

〔平安京〕

(左京)

県犬養宿禰(録左京神別中)

(左京三条一坊)

犬甘(統後紀承和十三年三月庚申条)

(左京七条)

県犬養宿禰(延喜十二年七月十七日七条令解)

〔右京〕

阿多御手犬養（録右京神別下）

海犬養（同右）

〔右京一条〕

泉犬養宿禰（統後紀承和元年三月辛酉条）

〔山城〕

〔愛宕郡〕

犬養（年時未詳山背國愛宕郡計帳）

犬甘（同右）

〔大和〕

〔平城左京一条三坊〕

泉犬養宿禰（天平十四年十一月十五日優婆塞貢進解）

〔平城左京六条二坊〕

海犬養（甘）連（天平二十年四月二十五日写書所解）

〔添上郡？〕

泉犬養（延善十一年四月十一日東大寺上座慶覺愁状）

〔添下郡佐枝村〕

犬養宿禰（靈異記下第十五）

〔葛上郡〕

葛木稚犬養連（皇極紀四年六月戊申条）

〔葛下郡〕

泉犬養（天曆五年五月十一日平忠信家地売券）

〔山辺郡長屋郷〕

犬甘（統後紀承和十三年三月庚申条）

〔大飼〕（奈良市八条）

〔宇智郡坂合部村〕

〔磯城郡都村八尾〕

〔高市郡飛鳥村小山〕

〔犬貝〕（同郡金橋村曲川）

〔北イヌガイ〕（山辺郡二階堂村九条）

〔南戌カイ〕（同右）

〔撰津〕

阿曇犬養連（録撰津神別）

犬養（同右）

〔河内〕

若犬養宿禰（録河内神別）

海犬養（年時未詳河内国大稅負死亡人帳）

〔錦部郡〕

犬養（統紀文武三年三月甲子条）

〔古市郡〕

泉犬養宿禰（統後紀承和元年三月辛酉条）

〔古市郡尺度郷鴨里〕

泉犬養連（西琳寺縁起）

〔志紀郡大路郷〕

具犬養宿禰（宝龜二年三月十七日優婆塞貢進解）

〔和泉〕

若犬養宿禰（録和泉神別）

〔日根郡〕

河内川具犬養神祠（和泉志日根郡条）

〔大飼〕（和泉志日根郡条）

〔〃〕（泉南郡多奈川村）

東海道

〔伊勢〕

〔多氣郡相可郷〕

犬甘（天曆七年二月十一日伊勢国近長谷寺資財帳）

〔三河〕

〔大甘〕（宝飢郡）

〔下総〕

犬養（香取神宮長保二年日記）

東山道

〔美濃〕

〔味蜂間那春部里〕

犬甘部（大宝二年十一月御野国戸籍）

〔信濃〕

〔筑摩郡〕

辛犬甘（三代実録に仁和元年四月五日己未条）

〔辛犬〕（和名抄五 信濃国筑摩郡（現松本市））

〔大飼〕（安曇郡）

〔大飼〕（飯山市瑞穂）

〔大飼〕（長野市）

〔上野〕

〔新田郡〕

犬養（統後紀承和十年三月丁酉条）

〔下野〕

〔大飼〕（上都賀郡）

山陰道

〔丹波〕

〔大甘〕（亀岡市曾我部町）

山陽道

〔備中〕

〔賀夜郡多氣郷田次里〕

犬甘部首（天平十一年備中国大稅負死亡人帳）

〔淺口郡〕

犬養部（續紀靈龜二年七月癸亥条）

〔犬飼（淺口郡鴨方町）〕

南海道

〔讃岐〕

〔大内郡入野郷〕

犬甘（寛弘元年讃岐国戸籍）

西海道

〔筑前〕

〔犬飼（福岡市）〕

〔豊後〕

〔犬飼（大野郡）〕

〔備考〕

* 姓を省略したものと推察されることは前に述べた。

** 某犬養の某が脱したものであろう。

*** 陸奥国伊達郡に犬飼（現月館町）大隅国始良郡にも犬飼の地名が存するが、いずれも大化以後のものであろうから、ここでは省いた。

右の表から云えることの第一は畿内を除いて特に犬養の分布に濃淡がなく、各地に点々と散在しているが、これは犬養部が

一応全国にわたって設けられたであろうこと、しかし犬養部の制が特に著しい発達をみなかったことなどを暗示するのであろう。

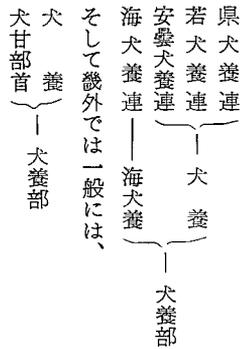
その二は畿内を除けば、畿外には某犬養なる氏名を殆ど見ないことである。勿論、信濃の安曇郡には安曇犬養氏が居たと推定されるし、筑摩郡には辛犬甘氏が居たのであるから、絶無とは云えないが、大勢としては犬養および犬養部が畿外において主流を占めていたとみられる。某犬養の某字の省略や史料残存の条件なども考慮に入れなければなるまいが、国史や戸籍に表われた犬養はまさしく犬養そのものであろうから、犬養および犬養部が畿外においては著るしく多く、某犬養を称するものは少数であったと考えて差支えあるまい。

しからばこれを何とみるか。地方における犬養および犬養部を中央の上級伴造が常時直接に統制・監督するような体制がなかったことを示すものとみたい。即ち地方屯倉守衛の犬養および犬養部は平常それぞれの屯倉管理責任者の統制支配下にあったとみるべきで、いちいち中央の上級伴造の指揮を仰いだとは考えられない。この場合の上級伴造と下級伴造・部民との結び付きは、たとえば貢納型の忌部首と忌部、服属型の佐伯連と佐伯部などの場合に比べて、はるかに弱いものではなかったろうか。中央の上級伴造氏は弘く地方の犬養部までを動員して朝廷に勤仕したのではなく、中央は中央で、地方は地方で、それ

それに犬養としての任務を遂行するのが建前であったために某犬養氏と某犬養部といった固定した統属關係が生じ難かつたのではあるまいか。

このように考えれば地方に某犬養氏の例が少ないのも、それが某字を省略したというのではなく、実際にそういうものが殆ど存在しなかつたためであるとしてよからう。

即ち畿内では、



そして畿外では一般には、

というシステムでその職務が遂行されたものと思われる。前節に示したところは、それなりに誤りではないと思うが、平常の勤務体制からみれば右のように一応畿内と畿外とで区別して考える方が、より実情に近いのではなからうか。

第三節 同族伝承からみた犬養氏の性格

先に犬養氏とクラ關係の氏との間に同族とされるもののあることを述べたが、犬養氏の性格を明かすためには、この点をさ

らに追求してみる必要がある。いま姓氏録によって犬養氏と同族とされる諸氏を調査すると、⁽¹⁾ 県犬養氏では約五十氏、若犬養氏では約三十五氏が知られる。それらの全てを挙げることは避けて、これまでの考察の結果に照応するような氏の名を紹介してみる。

まず、クラ關係の氏としては県犬養氏の同族に巨椋連・大椋置始連が、若犬養氏の同族に椋連があることは既に触れたが、犬養氏の守衛職という性格に關係しては県犬養氏に久米直・物部連等の五氏、若犬養氏に檜前舍人連・靱負宿禰以下の六氏がそれぞれ同族とされている。これらはいずれも武門の家柄で、いわゆる門部に相当するものもある。このことは犬養氏が一般に守衛を本職とするという性格から形成されやすかつた同族伝承の反映であらう。

次に、かかる門部ないしはそれに準ずるような氏から膳部が連想される。門部と膳部との關係は既に指摘されており、靱大伴部と膳大伴部との關係などはその一例であるが、しからば当然犬養氏と膳部關係諸氏との同族關係が予想されよう。事実、姓氏録によれば多米宿禰・鳥取連が県犬養氏の、襪丹比宿禰・大炊刑部造が若犬養氏の同族とされているのである。

また、ミヤケ關係諸氏との同族伝承もあつたであらうが、この点については県犬養氏に大家首・高家首・税部などの同族が認められるが、若犬養氏については確かな例が求められない。

しかし、だからといって、これだけで若犬養氏がミヤケに全く関係しなかったと断定できないことは、先にも述べた通りである。ミヤケとの関係は、若犬養氏に比べて著るしく稀薄であったと考えておくべきであろう。

ここで両犬養氏の同族とされる諸氏のうち右に見た観点から、関係諸氏を抽出表示すれば次の如くである。

閼係の氏	久米直	檜前舍人連	若犬養氏の同族
	物部連	鞍負宿禰	
閼係の氏	波多門部造		
閼係の氏	雄儀連		
閼係の氏	川瀬造		
閼係の氏	多米宿禰	禪丹比宿禰	
閼係の氏	鳥取連	大炊刑部造	

氏関係の氏	
大首	高家首
税部	税部

(備考)

* 従来「ユギ」と訓んでいるが、意味が不明なばかりでなく、音訓混用の訓み方そのものが首肯しがたし。音読して「ユギ(敷)」または「ユゲ(弓削)」と訓むべきであろう。大野晋によれば「ユギ」は古く「ユキ」と滑音に訓んだのであるから、此処は「ユゲ」と訓むのがよからうとのことである。続紀に「由義宮」(弓削宮)とあるのが想いあわされる。

* 雄略十一年紀の「川瀬舍人」の伴造なのであろう。(栗田「考証下」(p. 1077~1078)にもそう推測している)

* 大家と同じく朝廷の施設をさす語で、太田亮によれば屯倉のあった地に多い地名という。(姓氏家系大辞典二 (p. 337))

和名抄によれば下野国都賀郡、信濃国安曇郡(ともに犬養のいたところ)その他に高家郷がある。

**** 安閑紀に若犬養連等をして屯倉の税を掌らせたところを想起されたい。栗田は田部の租税を掌る官名と氏の名に負ったとする。(考証下 (p. 881))

以上の如き同族伝承が事実の反映でないことは先にも述べたとおりである。恐らく各氏相互の間に称々な機縁を生じて徐々

に同族系譜を形成していったのであろうが。その媒介となったものが、各氏が伴造として朝廷に勤仕する際の職掌であったことは疑いのないところである。しからば犬養氏に右にみた如き同族伝承の認められることは、とりもなおさずこれまでに種々論じてきたところをさらに保証することになるであろう。

む す び

以上、ともかく犬養氏および犬養部が大化前代において何を職分としたか、いかなる性格をもつものであったかを、種々の角度から考察して来たのである、細部についてはなお考え直さねばならぬところは多く、それは今後の宿題としておきたいが、地方における犬養部の設置が新しい屯倉管理方式の一端として実現したものであるとすれば、少なくとも地名ミヤケ・イヌカイの両地点を包含するものが該地方の屯倉の広さでなければならぬであろう。また地名イヌカイの分布は条里制のそれと深い関係があるかと推測される。この点をごく大ざっぱに検討してみると、畿内では大和平野はいうまでもなく、和泉平野にも条里制は発達している。東海道では、尾張に多く、三河の宝飯郡にも認められ、また常陸に至る各地に分布する。

東山道では信濃の松本平・善光寺平の一部に条里制が認められるという。山陰では丹波の亀岡盆地にみられ、山陽道では備中にも広く分布している。西海道では福岡平野にもみられる。

史料で犬養氏の分布をこれに加えてみると、山城・河内・摂津の平野にも条里制が遺存し、伊勢では橿田川流域(多気郡はその右岸)、下総では銚子付近(香取はその近く)、美濃では安八(味蜂間)郡に、上野では太田(新田郡)付近に認められ、畿岐では条里の発達が特に著しいという。未だ詳細な地図に当り、また現地について調査していないので、断定的なことはいえないが、犬養という氏、イヌカイという地名は条里の分布とかなり一致するところがあるように思われる。もちろん、それがすべて大化前代の状態をそのまま伝えているわけではあるまいが、それかといって偶然ともいえない。条里の地割における長地型・半折型の問題ともからめて、この点についても今後考察を進めてゆきたい。

紙数も超過したので、このあたりで筆を擱くが、県犬養氏の消長など残された問題も多い。すべて後日を期したい。

〔註〕

- (1) 統後紀承和十年三月丁酉条に「上野國新田郡人勳七等犬養子羊、弟真虎等二人賜姓文部臣」とあり、天平勝宝四年六月の買物申請帳に「左大舍人犬美(養カ)小足」とみえるなどは「犬養」が部民より身分の高いものであったことを示すかと思われる。
- (2) 「日本上代に於ける社会組織の研究」(p. 171, p. 243~244)
- (3) 富山房「國史辞典」(p. 480)
- (4) 國史大系本(p. 6)

- (5) 「新撰姓氏録考証下」(p. 825)
- (6) 「大日本地名辞書」(p. 2380)
- (7) 註(一)参照
- (8) 西宮記(故実叢書本 p. 8)に「大鍋造今成」とあるが、時代が降るので表示しなかった。但し、これも下級伴造の系譜を引くものであろうか。因幡国権斎師に任命されている。
- (9) 正倉院文書にも、平城京で働いた下級官人の名がかなりみえるが、かれらの出身地は殆どわからない。
- (10) 伴信友「神名帳考証」(全集一 p. 215)に「総国風土記」を引いて「赤日子神社(中略)祭海神綿積豊玉彦神也安曇氏祝祭之(下略)」とみえ、太田亮は「姓氏家系大辞典」(p. 486)で「宝猷郡に大甘邑(今小字)あり、赤日子神社に近ければ、古くは安曇犬養部のありし地かと考へらる」という。安曇犬養部は実在しなかったと思われるが、安曇犬養氏あるいは犬養部の居地であつたらう。
- (11) 長野市に県町・南県町(県庁所在地)、松本市に県町・国府町などの地名が残るのも偶然ではないであらう。
- (12) 三河にもいたかもしれない。註(10)参照。
- (13) 安曇犬養・海犬養両氏については姓氏録に同祖と伝える氏は安曇連・凡海連くらいで、そこからは県犬養・若犬養両氏についていえるようなことは、何一ついえない。
- (14) 竹内理三「条里制の起源再論」(「律令制と貴族政権 第I部」(p. 71~76))により、服部・西岡「日本歴史地図」所収「条里制分布図」を参照した。